

## 第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

## 第 2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成 16 年 1 月 5 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し、「砂防指定地内河川に架かる橋のうち、不法に占有している実態を把握したが、条例等に基づく監督処分をしないことを決定した記録が記載されている文書」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、不存在を理由とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 16 年 1 月 21 日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 16 年 1 月 26 日付けで、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第 3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 砂防指定地内の河川に不法に橋を設置していることが散見される現実を踏まえれば、当該不法行為に対して条例に基づく監督処分があるものと一般的には考えられるが、当該監督処分がないことも現実であり、竹原支局が監督処分をしないことを決定した記録は必ずあるはずであり、存在する文書を隠匿している疑義がある。
- (2) 該当する文書がないということは、不法に占有している実態を把握しておきながら、担当者が自らの裁量権を濫用して、条例に基づく適切な審理をせずに、当該不法占有の事実をうやむやにしているものと解釈せざるを得ない。

## 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 4 条では、砂防設備を要する土地又は治

水上砂防の為一定の行為を禁止・制限すべき土地として砂防法第2条の規定により国土交通大臣の指定した土地において、都道府県知事は、一定の行為を禁止・制限することができる」と規定され、砂防法第5条では、都道府県知事はその管内において、砂防法第2条により指定された土地を監視し、その管内の砂防設備を管理するとともに、その工事を施行し、その維持をなす義務があるものと規定されている。

これらの規定を受けて、本県では、広島県砂防指定地管理条例（平成14年条例第47号。以下「管理条例」という。）を制定し、砂防指定地における行為について必要な規制を行っている。すなわち、管理条例第3条では、砂防指定地内において砂防設備以外の施設又は工作物の設置をしようとする者は知事の許可が必要とされており、これが制限行為許可である。また、管理条例第4条では、砂防設備を占用しようとする者は、知事の許可が必要とされており、これが占用許可である。したがって、砂防指定地内の河川に工作物の設置等を行おうとする者は、管理条例第3条及び第4条の許可が必要であるが、これらの規定に基づく許可を受けずに工作物の設置等を行い砂防設備を占用した者に対して知事は、管理条例第18条の規定により原状回復その他必要な施設を設置することを命じることができることとされている。

このように、知事は、管理条例の規定に基づく許可を受けずに、工作物の設置等を行い砂防設備を占用している者に対して、原状回復その他の監督処分を行うことができるが、これに対して、監督処分を行わないことを決定するという制度は、他の条文を確認しても存在しないことは明らかである。

次に、異議申立人が主張するように、砂防指定地内の河川に管理条例の規定に基づく許可を受けずに設置されている橋が存在するとしても、その状態を砂防設備の管理者として容認できるものではなく、不法占用の状態が解消されない限り、当該行為者に対して監督処分を行わないことを決定するということはあり得ない。

したがって、監督処分をしないことを決定した記録を作成することは考えられない。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求文書について

本件請求文書は、砂防指定地内河川に架かる橋のうち、不法に占有している実態を把握したが、管理条例等に基づく監督処分をしないことを決定した記録が記載されている文書であり、実施機関は、作成又は取得していないため、不存としたものである。

### 2 本件処分の妥当性について

実施機関は、管理条例の規定に基づく許可を受けずに砂防設備を占有している者に対して、原状回復その他の監督処分を行うことができるが、監督処分を行わないことを決定するという制度はなく、許可を受けずに設置されている橋が存在するとしても、その状態を砂防設備の管理者として容認できるものではなく、不法占用の状態が解消されない限り、監督処分を行わないことを決定するということはあり得ないと説明する。

これに対し、異議申立人は、砂防指定地内の河川に不法に設置された橋があ

るにもかかわらず、監督処分がない現実を指摘し、「監督処分をしないことを決定した記録は必ずあるはず」と主張する。

管理条例第 18 条は、砂防指定地内において不法占用等を行った者に対し原状回復等を命じることができるとしているが、必ずしも原状回復等を命じなければならないと規定されているわけではない。

また、仮に不法占用の橋が存在するとしても、実施機関が不法占用の状態を積極的に容認するとは考えられないため、「監督処分をしないことを決定した記録を作成することは考えられない。」という実施機関の説明に不自然なところはない。

したがって、本件請求に対する行政文書が存在しないと決定した本件処分は妥当である。

### **3 異議申立人のその他の主張**

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### **4 結論**

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

### **第 6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 3. 10	・ 諮問を受けた。
17. 11. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
22. 1. 13	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
22. 3. 31	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
23. 9. 29	・ 異議申立人から意見書を収受した。
23. 10. 7	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
26. 1. 29 (平成 25 年度第 10 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
26. 2. 26 (平成 25 年度第 11 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
松 本 亮	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授